

冬休み学童クラブの 利用申込を受け付けます

市では、冬休み中に公設学童クラブの利用を希望する方の
申し込みを受け付けます。

◆受付期間

11月15日(金)～29日(金)

◆対象

市内小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童。

◆利用期間・利用料

・12月26日(土)～28日(土) 3,750円
・令和2年1月4日(土) 2,250円
7時30分～18時30分

※料金は利用しない日があっても日割りでできません。

※平成30年度市町村民税非課税世帯と兄弟利用の2人目以降は半額。

※生活保護世帯は無料。

※別途おやつ代・保険料あり
(昼食は弁当を持参)。

※特別な行事の際は実費負担。

◆募集学童クラブ

・東郷第1学童クラブ
(東郷福祉センター内 若干名)
・東郷第2学童クラブ
(旧東郷地区集会所 若干名)
・二宮学童クラブ
(二宮福祉センター内 5人程度)
・せんだん学童クラブ
(茂原小学校敷地内 若干名)
・中の島学童クラブ
(中の島小学校内 10人程度)

※募集人数は変わる場合があります
(定員を超えた場合は選考)。

※原則として東郷第1学童クラブは3年生以上、第2学童クラブは1・2年生が入所となります。

◆申込方法

10月15日(火)から配布する申込書類に必要事項を記入し、保育ができないことを証明す



る書類等(就労証明書等)を添付の上、子育て支援課へ提出してください。

申込書類は子育て支援課窓口で入手、または同課ウェブページからダウンロードできます。



※申し込みは全ての書類が揃っていないければ受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
就労証明書等の取得に日数を要する場合がありますので、お早めに書類の入手をお願いします。

お申し込み・お問い合わせは、
子育て支援課(2階)
☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で下表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができ、それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。

また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

障害の区分	程 度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ①音声、言語またはそしゃく機能の著しい障害 ②両下肢のすべての指を欠くもの ③1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2

お問い合わせは、国保年金課(2階) ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。